

令和6年第2回

中札内村議会臨時会会議録

令和6年5月7日（火曜日）

◎出席議員（8名）

1番	船田幸一君	2番	北嶋信昭君
3番	大和田彰子君	4番	木村優子君
5番	福原一斉君	6番	戸水隆君
7番	宮部修一君	8番	中井康雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 森田匡彦君 教育長 上田禎子君

◎中札内村長の委任を受けて出席した者

副村長	山崎恵司君	総務課長	中道真也君
住民課長	山崎副村長兼務	福祉課長	高桑佐登美君
産業課長	尾野悟里君	施設課長	川尻年和君
総務課参事	山澤康宏君	総務課 課長補佐	下浦強君
住民課 課長補佐	山本一美君		

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 渡辺大輔君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 野原誠司君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 平澤悟君 書記 植松菜々美君

◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	報告第 1 号	損害賠償額の決定についての専決処分の報告について
日 程 第 4	承認第 1 号	令和 5 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 1 回）の専決処分の承認について
日 程 第 5	承認第 2 号	令和 5 年度中札内村一般会計補正予算（第 1 2 回）の専決処分の承認について
日 程 第 6	議案第 2 8 号	中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
日 程 第 7	議案第 2 9 号	中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 8	議案第 3 0 号	財産の購入について
日 程 第 9	議案第 3 1 号	財産の取得について
日 程 第 1 0	議案第 3 2 号	令和 6 年度中札内村一般会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（中井康雄君） ただいまの出席議員数は8人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回中札内村議会臨時会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（中井康雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番大和田議員と4番木村議員を指名いたします。

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（中井康雄君） 日程第2、会期の決定を議題にいたします。
お諮りします。
この臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。
このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定いたしました。

◎日程第3 報告第1号 損害賠償額の決定についての専決処分の報告について

- 議長（中井康雄君） 日程第3、報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告についてを議題にいたします。
地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告を求めます。
提出者から提案理由の説明を求めます。
森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

- 村長（森田匡彦君） 損害賠償額の決定についての専決処分について、ご説明申し上げます。

令和6年2月28日、中札内村協和東5線249番1付近で、除雪作業により道路付帯施設である視線誘導標が道路中心側へ傾斜しており、走行中の車両ドアミラーに接触、破損する事故が発生し、損害を与えたもので、心よりお詫び申し上げる次第であります。

この度、本件に係る車両修繕が完了したことから、地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額を決定し、修繕に要した費用の全額を賠償したものであります。

議会の委任による専決処分事項の指定に基づく専決処分であることから、内容をご理解

くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（中井康雄君） 説明が終わりました。

報告第1号、損害賠償額の決定についての専決処分の報告については、報告済といたします。

◎日程第4 承認第1号 令和5年度中札内村一般会計補正予算（第11回）の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第4、承認第1号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、にぎわいづくり起業者等支援事業の一部で年度内の完了が困難となったことや中札内村農業協同組合への小麦乾燥調製貯留施設増強工事に対する道補助金の交付決定に伴うもので、令和6年度へ予算を繰り越すため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 承認第1号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、令和5年度中札内村一般会計補正予算、令和6年専決第2号をご用意いたします。

1ページをお開きください。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ3億1,650万円を追加し、総額を62億7,995万9,000円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年3月22日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分としたものであります。

また、専決処分の主な内容として、中札内村農業協同組合が実施主体である小麦乾燥調製貯留施設増強工事について、国の令和5年度補正予算対応、産地生産基盤パワーアップ事業について、補助金の交付決定があったことから、歳入歳出予算を同額、追加補正を行ったものです。

次に、7ページをお開きいただき、歳入からご説明いたします。

15款道支出金、2項道補助金、4目農林業費補助金、説明欄上段、産地パワーアップ事業補助金3億1,650万円の追加は、小麦乾燥調製貯留施設増強工事として、収益力強化に向けたサイロ増設、乾燥機、集塵設備、昇降設備の改修等に対する道補助金が交付決定されたことにより追加したものであります。

次に歳出についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。

6款農林業費、2項農業費、2目農業振興事業費、説明欄上段、産地パワーアップ事業補

助金3億1,650万円は、歳入同額を中札内村農業協同組合へ助成を行うため追加したものであります。

最後になります。4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正ですが、上段は、先ほど説明いたしました、6款、2目産地パワーアップ事業について、令和6年3月に事業採択となり、年度内での工事完了が困難なことから繰越明許費として追加するものです。

また、その下段、7款、1目商工観光費、にぎわいづくり起業者等支援事業補助金は、商工業の事業進出及び拡大等に対する支援として、商品開発等支援1件及び既存店舗改修2件について、年度内での工事完了、納品等が困難なことから繰越明許費として追加するものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認されました。

◎日程第5 承認第2号 令和5年度中札内村一般会計補正予算（第12回）の専決処分の承認について

○議長（中井康雄君） 日程第5、承認第2号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ふるさと納税額の確定やふるさと活性化を目的とした寄附及び奨学金の繰上償還があり、積立予算に不足が生じたほか、令和5年度中のふるさと納税返礼品の年度内での発送完了が困難なことや、住民税非課税世帯への臨時特別給付金事業を令和6年度も継続するため、令和6年度へ予算を繰り越す必要があることから、地方自治法第179条第1

項の規定に基づき専決処分したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、中道総務課長。

○総務課長（中道真也君） 承認第2号、令和5年度中札内村一般会計補正予算、令和6年専決第3号について、補足説明を申し上げます。

1 ページをお開きください。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ58万1,000円を追加し、総額を62億8,054万円に調整したものであり、議会を招集する時間的余裕がないことから、令和6年3月31日、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

また、専決処分の主な内容として、令和5年度におけるふるさと応援寄附金について、当初予算において8億円と推算し、計上を行ったところでありますが、この度、令和5年度におけるふるさと応援寄附額が7億6,000万円余りと確定したこと、また、村内企業からの寄附が1件あったことや永井明奨学資金償還金の繰上償還が1件あったことから基金積立を追加するため、関連する歳入歳出予算を専決処分したものであります。

次に、7ページをお開きください。

最初に、歳入からご説明申し上げます。

10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、説明欄上段、特別交付税3,929万5,000円の追加は、ふるさと納税費の確定等に伴い財源調整するものであります。

次に、17款寄附金、1項寄附金、1目特別寄附金8,704万6,000円ですが、福祉基金寄附金から教育振興基金寄附金までは、ふるさと納税額の確定及び使い道指定割合による増加となっており、ふるさと活性化基金寄附金6,354万4,000円のうち100万円分は、村内企業からの特別寄附金があったことにより追加するものです。

また、特別寄附金の最下段、ふるさと納税クラウドファンディング3,749万8,000円は、クラウドファンディングに係る寄附額及び諸経費の確定によるもので、福祉基金、豊かな環境等創成基金、食と農業農村振興基金、教育振興基金の4基金は、それぞれ寄附金を積立するため、歳出にも同額を計上しておりますので、歳出での説明は省略いたします。

次に、17款寄附金、1項寄附金、2目一般寄附金1億2,600万円の減額であります。ふるさと応援寄附金並びにクラウドファンディングに係る諸経費の確定により減額するものであります。

次に、20款諸収入、3項、1目貸付金元利収入24万円の追加は、奨学資金貸付者1件の繰上償還によるもので、歳出にも同額を計上しております。

次に歳出になります。8ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄上段、公共施設等整備基金3,000万円の追加は、歳入歳出の余剰金について積立を行うものです。

次に、その下段、2款総務費、2項企画費、3目まちづくり推進費、18節負担金補助及び交付金、ふるさと納税クラウドファンディング補助金2,000万円の減は、対象事業2事業のうち未確定事業の寄附額確定によるもので、当初目標額を2億円に設定し寄附額を募り、寄附額の40%、8,000万円の補助金を見込んでおりましたが、寄附額が確定し1億5,000万円余りとなったことから補助金を6,000万円へ減額するものです。

次に、説明欄下段、ふるさと納税費1億2,670万6,000円の減額は、ふるさと納税費に係る事務報酬、返礼品に係る報償費、旅費、需用費のほか、返礼品の運搬料、クレジ

ット払いなどの決済手数料、ふるさと納税サイト掲載委託、使用料及び賃借料等ではサイト使用料など支出額がほぼ確定したことから減額するものです。

なお、黒ナンバー5番、議案関係資料1ページにふるさと納税に対する各基金等への積立配分状況を添付しておりますので、ご覧をいただきたいと思います。

最後に、補正予算書の4ページにお戻りください。

第2表繰越明許費補正ですが、上段は繰越明許費の追加になります。2款総務費のふるさと納税事業は、返礼品に係る報償費、運搬料等について、今年度寄附のあった返礼品及びふるさと納税の発注ミスに対するお詫びの品を含む送付について、年度内での完了が困難なことから、繰越明許費として追加するものです。

また、その下段、3款、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の追加は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠事業として実施する令和5年度住民税非課税世帯への7万円給付、また、給付金・定額減税一体支援枠事業として実施する住民税均等割のみ課税世帯への10万円給付、並びに令和5年度住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への子ども1人につき5万円の給付に係る令和5年度内での未交付分について、令和6年度も継続し交付を行うため、予算を繰り越すため追加補正するものです。

次に、表下段は繰越明許費の変更で、2款ふるさと納税クラウドファンディング補助金は、寄附額の確定に伴い40%の補助金分について限度額を変更しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番木村議員。

○4番（木村優子君） 補正予算書の、専決処分第3号の9ページ、ふるさと納税サイト掲載委託と独自サイト導入業務委託について、いくつか確認をさせていただきます。

まず、ふるさと納税サイト掲載委託963万円余りの増額というのは、私の理解が間違っていないのですねけれども、納税サイトの掲載委託料というのはふるさと納税の寄附額に比例して請求されるという形だったかなと思って、この時期の補正になるという理解でよろしかったのかどうかというのと、あと、他の補正に関しては納税額が決まって、それに比例して決まってくる、基金もそうなのですが、分かるのですねけれども、独自サイトの導入業務委託330万円というのは一応当初予算で事業費として挙げていただいて、3月の補正で例えば落とすということができなかったのか、例えば、この業務自体をまだ経費率をいろいろ計算して続けるという見込みがあったので、この時期の専決処分での減額になったのか、この辺りについて確認させてください。

○議長（中井康雄君） 下浦総務課課長補佐。

○総務課課長補佐（下浦強君） まず、1点目のふるさと納税サイト掲載委託963万9,000円の追加の説明でございますけれども、こちらにつきましては委託料で予算を計上しているサイトが1つありまして、「さとふる」というサイトでございますけれども、これが当初予算の時に計上していたのが、寄附額の7%を見込んで計算しておりましたけれども、さとふるからの寄附が増えたということがございまして、実績では18%程度と、全体の18%程度の寄附をさとふるから入ってきたということがございましたので、委託料を追加させていただきます。

それから、減額の独自サイト導入委託業務330万円の減額につきましては、昨年10月

に国の指定基準の見直しがありまして、それまで対象外とされていた付随費用の分も経費に含む、国に報告する経費に含むということになりましたので、当初予算ではその情報がありませんでしたので、独自サイトの掲載、要求させていただいたのですけれども、国の制度見直しがありましたので、経費率の抑制という観点からもう少し様子を見た方が良いということで、令和5年度では独自サイトの導入は見送ったということでございます。

おっしゃるとおり3月議会で減額ということもあったのですけれども、この時期、ふるさと納税が確定するのがどうしても3月末までの寄附ということがございましたので、この専決処分で減額というふうな方法を取らせていただきました。

○議長（中井康雄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） それでは、これで質疑なしと認めます。

承認第2号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第2号、令和5年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第28号 中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○議長（中井康雄君） 日程第6、議案第28号、中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 本村の現教育長である上田禎子氏が5月15日で任期満了となることを受け、教育長として最適任者であると判断し、引き続き任命しようとするものであります。

複雑かつ不透明感を増す現代社会において、情報を的確にとらえて判断する思考力とま

ちづくりを自分事化する主体性、社会性の育成は、中札内村の持続的な未来を実現するうえでの最重要テーマです。まちづくりとは人づくりであり、その土台を支えるのが教育です。骨太の教育を進めるためには、多角的視点を持ち、チャレンジ精神にあふれ、自らも成長を志す率先垂範のリーダーが不可欠と言えます。

上田氏においては、人脈を多岐に広げる優れた人格と豊富な教育行政経験を有し、「文化と学びが紡ぐまち」の実現に向けて学校教育や社会教育の推進、文化、スポーツの振興などを通して様々な成果を出しております。未来への希望にあふれた優しく穏やかな美しい村づくりを推し進めるために必要な人材であると確信いたしております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（中井康雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第28号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この事件は人事案件ですので、討論を省略したいと思います。

このことについて異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、討論は省略することに決定いたしました。

議案第28号、中札内村教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この議案の任命について、同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（中井康雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は、同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時24分

○議長（中井康雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、上田禎子君から、教育長再任にあたり、あいさつの申し出がありましたので、これを許します。

上田教育長、登壇願います。

（上田禎子教育長登壇）

○教育長（上田禎子君） 先ほどは教育長再任にあたり議会のご同意をいただきありがとうございました。

本村の人づくりの根幹を担う教育分野において、総監督という重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

教育界も日々変化している中、学校教育においては学力、体力の向上はもちろんのこと、不登校や登校しぶりの対応、部活動の地域移行、制服選択制、ICT教育や特別支援教育の充実、アートの村として芸術、文化に触れ、子どもの感性を磨く教育など、取り組むべきことは多岐にわたっております。

すべては子どもを主語にし、十五の春や将来の自立を見据え、子どもの個性を尊重し、個々の可能性を広げ、大きな集団の中に入っても、環境が大きく変わっても、柔軟に対応し、自分らしく進んでいけるように子どもの心を耕し、将来の社会を担う人材を育成していくことに精一杯取り組んでまいります。

社会教育においては、人生100年時代が到来している中、村民が健康で、心豊かな人生を送ることができるように芸術、文化、歴史や自然、読書やスポーツなどに親しむ機会を充実し、また、何かを学ぶのに年齢は関係ない、何歳でも学び合い、人と繋がり、地域活動や自主活動など地域づくりに貢献できる人材を育成するために、村長公約にもあります「生涯学習の進化」に進取果敢に取り組んでまいります。

最後に、私自身が日々研鑽し、教育委員会職員がワンチームとなって、村の教育の充実、発展に精一杯取り組んでまいりますので、議員の皆さまのこれまで以上のご支援とご協力をお願いいたしまして、再任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中井康雄君） これで、再任にあたってのあいさつは終わりました。

◎日程第7 議案第29号 中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中井康雄君） 日程第7、議案第29号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

（森田匡彦村長登壇）

○村長（森田匡彦君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、国において本年2月21日付で公布、同日施行及び3月30日付で公布、4月1日から施行された地方税法等の一部を改正する法律ほか関係政令並びに省令の一部改正に伴い、村税条例の内容を調整する必要が生じたことから、本村条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、担当課長補佐より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（中井康雄君） 補足説明、山本住民課課長補佐。

○住民課課長補佐（山本一美君） 議案第29号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

議案資料の黒ナンバー5番、議案関係資料の2ページ目をお開きください。

今回の改正は、いずれも地方税法等の改正に伴うものですが、条例本文のほか附則の一部改正が混在しており、新旧対照表による説明では分かりにくいことから、改正概要をまとめた資料をもとに、要点のみを抜粋して説明いたします。

なお、改正概要のほかに関連いたします上部法等は、米印により示しておりますが、条項の繰り上げ、繰り下げや簡易な字句修正などにつきましては、説明を一部省略させていただきます。

きます。

また、改正に係る施行日は項目ごとの最下段に記載しておりますので、個々の説明については省略させていただきたいと思えます。

まず、2 ページ上段の1 能登半島地震災害による村民税の特例の関係ですが、(1) は令和6 年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例を規定するもので、税条例附則第5 条の5 の関係となりますが、今般の災害により、住宅や家財等の資産について損失が生じた時は、納税義務者の選択により令和6 年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができる特例を設ける改正となります。

次に、2 ページ中段の2 令和6 年度分の個人住民税の特別税額控除に係る規定の関係は、政府が令和5 年1 月2 日閣議決定いたしました「デフレ完全脱却のための総合経済対策」において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6 年分所得税及び令和6 年度分個人住民税の減額を実施する。具体的には、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1 人につき、令和6 年分の所得税3 万円、令和6 年度分の個人住民税1 万円の減税を行うこととされ、これを踏まえ、個人住民税においては、令和6 年度限りの措置として定額減税の仕組みを設け、個人住民税所得割額から控除することとされております。

(1) は令和6 年度分の個人住民税の特別税額控除について、税条例附則第7 条の5 で前年の合計所得金額が1,805 万円以下、年収が2,000 万円以下である所得割の納税義務者の所得割から、特別税額控除1 万円を控除する規定を新設するものです。

次に、3 ページ、(2) は令和6 年度分の個人の村民税の納税通知書に関する特例を規定する税条例附則第7 条の6 の関係ですが、特別税額控除対象納税義務者が普通徴収の場合、特別税額控除を第1 期分から控除し、なお、控除しきれない場合は、第2 期以降の納付額から順次控除することとされており、これについて詳細に規定したものです。

次に、4 ページ、(3) は令和6 年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の村民税に関する特例を規定する税条例附則第7 条の7 の関係ですが、特別税額控除対象納税義務者が年度の前半、4 月から9 月までを普通徴収、年度の後半、10 月から翌年3 月までを年金特別徴収する場合、特別税額控除を普通徴収の第1 期分から控除し残額を第1 期分金額とします。

第1 期分から控除しきれない場合は残額を第2 期分から、第2 期分からも控除しきれない場合は残額を10 月の年金分から、なお、控除しきれない場合は以後令和6 年度中に年金特別徴収すべき税額から順次控除することとなります。

また、特別税額控除対象納税義務者が1 年を通じて年金特別徴収のみの場合は、特別税額控除を10 月の年金分から控除し残額を10 月分の金額とします。

10 月の年金分から控除しきれない場合は残額を12 月の年金分から、12 月の年金分からも控除しきれない場合は残額を翌年2 月の年金分から控除することとされており、これについて詳細に規定したものです。

次に、5 ページ中段、(4) は令和7 年度分の個人の村民税の特別税額控除を規定する税条例附則第7 条の8 の関係ですが、令和5 年分所得が1,000 万円以上の納税義務者の同一生計配偶者は税法上控除対象配偶者から外れ、令和6 年度特別税額控除の対象からもれてしまうため、特例として令和7 年度の所得割から1 万円を控除する規定を新設するものです。

次に、6 ページ上段、(5) は肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例を

規定する税条例附則第8条では、特別税額控除算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定を追加するものです。

次に、(6)から7ページ中段、(11)までは上場株式等に係る配当所得等、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等に係る村民税の課税の特例を規定する税条例附則第16条の3、16条の4、17条、18条、19条及び20条では、特別税額控除の対象となる所得割の額について、上場株式等の配当所得などの分離課税分の個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加となります。

次に、7ページ下段、(12)及び(13)は特例適用利子等及び特例適用配当等及び条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の村民税の課税の特例を規定する税条例附則第20条の2及び第20条の3では、特別税額控除の対象となる所得割の額について、特例適用利子等及び配当などに係る個人住民税の所得割の額を含める読替規定の追加となります。

次に、8ページ上段の3住民税関係(1)は村民税の減免を規定する税条例第51条第2項ですが、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

同様に、中段の4固定資産税関係(2)、固定資産税の減免を規定する税条例第71条及び10ページ下段の5特別土地保有税関係(1)、特別土地保有税の減免を規定する税条例第139条の3第2項についても、職権による減免を可能とする規定を追加するものです。

次に、8ページに戻っていただきまして、上段、3村民税関係(2)は公益法人等に係る村民税の課税の特例を規定する税条例附則第4条の2ですが、単に課税標準の計算、みなし課税を定めるものであることから、条例の性格を踏まえ、規定を削除するものです。

次に、ページ下段、4固定資産税関係(3)は法附則第15条の2第1項で定める割合を規定する税条例附則第10条の2では、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備について、わがまち特例の割合を定める規定を新設するものであり、具体的には一般木質バイオマス、農産物の収穫に伴って生じるバイオマス固体燃料を使用する特定バイオマス設備の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準の特例割合を、新たに取得した日の翌年度から3年間、7分の6と定めるものです。

次に、9ページ中段、(4)は新築住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を規定する税条例法附則第10条の3第3項では、認定長期優良住宅に係る特例について、申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用することとする規定を新設するものです。

次に、(5)、10ページ(7)、(8)及び5特別土地保有税関係(2)は土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税に関する用語の意義などを規定する附則第11条、第12条及び第13条ですが、土地に対して課する固定資産税などの特例の拡大を図るものとして、令和8年度まで3年間の延長を図る改正となります。

最後に、9ページに戻りまして、最下段、(6)は令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例を規定する附則第11条の2ですが、土地の価格の大幅な下落に対して、次期評価替えを待たずに価格を修正することができる措置を、令和8年度まで延長を図る改正となります。

以上で、村税条例の一部改正に係る補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第29号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第29号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号、中札内村税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第30号 財産の購入について

○議長(中井康雄君) 日程第8、議案第30号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内消防署に消防ポンプ自動車を1台購入し配置するもので、4月26日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者と売買契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第30号、財産の購入について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案関係資料の34ページをお開きください。

本案件は、水槽付消防ポンプ自動車水ⅠのA型、1台を購入しようとするもので、指名登録業者のうち、水槽付消防ポンプ自動車の取扱業者が3社しかいないことから、3社による指名競争入札を実施いたしました。

落札業者は、株式会社北海道モリタで、予定価格5,212万1,300円に対し、最低価格は5,203万円で、落札率は99.82パーセントであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第30号に対する質疑を行います。

質疑はございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第30号に対する討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号、財産の購入についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号 財産の取得について

○議長(中井康雄君) 日程第9、議案第31号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、教員用パソコン等更新業務について、4月26日に指名競争入札を行った結果、落札しました業者を通して、北海道市町村備荒資金組合より譲り受けようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第31号、財産の取得について、補足説明を申し上げます。

黒ナンバー5番、議案関係資料の35ページをお開きください。

今回、取得しようとするものは、小学校2校及び中学校1校の教員用パソコン等更新業務で、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業を活用して購入しようとするものであります。

本業務は、指名登録業者から5社を選考しましたが、1社から入札辞退の申し出があり、4社による指名競争入札を実施いたしました。

落札業者は、株式会社曾我で、予定価格3,698万4,750円に対し、最低価格は3,410万円で、落札率は92.20パーセントであります。

また、この事業は、備荒資金組合が一旦財産を購入したのち、村が譲渡を受けて、5年間で支払いを行う業務でございます。契約の相手方につきましては、北海道市町村備荒資金組合となります。

また、この契約金額に備荒資金組合が定める金利0.3%を加え、当初予算で議決をいただいております令和10年度までの債務負担行為によって機器を取得しようとするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第31号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第31号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号 令和6年度中札内村一般会計補正予算について

○議長(中井康雄君) 日程第10、議案第32号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

森田村長、登壇願います。

(森田匡彦村長登壇)

○村長(森田匡彦君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既定の歳入、歳出予算の総額に、それぞれ253万円を追加し、総額を55億7,733万円に調整したものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(中井康雄君) 補足説明、中道総務課長。

○総務課長(中道真也君) 議案第32号、令和6年度一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー4番、一般会計補正予算書をご用意いただき、6ページをお開きください。

はじめに歳入からご説明いたします。

19款繰越金、1項、1目繰越金は、決算認定前ではありますが、財源として見込むことが可能なことから財源調整するものであります。

次に7ページをご覧ください。

10款教育費、5項社会教育費、4目文化創造センター管理費、説明欄上段、修繕料253万円の追加は、文化創造センター機械室内に設置されている加圧給水ポンプについて、経年劣化により故障が起り、冷房の本格稼働前に早急に更新を行う必要があることから追加しようとするものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

○議長(中井康雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第32号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第32号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号、令和6年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(中井康雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回中札内村議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時52分